

平成 2 1 年度第 1 回
多摩市町界町名地番整理審議会

(平成 2 1 年 4 月 2 2 日)

第 1 議事日程

第 1 議題

第 1 既存区域の町名地番整理について

第 2 その他

事務局 開会の前に、市役所で人事異動がございましたので、ご紹介させていただきます。4月1日付の人事異動で、くらしと文化部長がかわりました。前任の川田部長が議会事務局の局長に、その後任に監査事務局から後藤部長を迎えました。

事務局長 皆さん、こんにちは。川田の後任ということで参りましたので、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

事務局 そして、富田係長が会計課のほうに異動になっており、後任に高齢支援課から柴田係長を迎えました。

事務局 柴田清治と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局 今日につきましては、資料等について少し前後したりとかがあるかもしれませんが、よろしくお願ひいたします。

事務局長 それでは、私のほうから進めさせていただきたいと思ひます。

本日、大変お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。4月1日付で、多摩郵便局でも人事異動がありまして、竹田委員さんが異動になられまして、新たに黒澤委員さんがいらっしゃいました。

辞令につきましては、限られた時間でございますので、まことに恐縮ですが、机の上に置かせていただくということでご了承いただきたいと思ひます。

では、引き続き黒澤委員さんをご紹介させていただきますので、ごあいさつをいただけたらと思ひます。よろしくお願ひ申し上げます。

〇〇委員 いつも郵便事業でいろいろお世話になりまして、ありがとうございます。4月1日付で多摩支店の第一集配課長に異動になりました。前は三集課長ということで、稲城市のほうの配達責任者をやっておりました。よろしくお願ひいたします。

事務局長 ありがとうございます。それでは審議会に入らせていただきますけれども、会長からよろしくお願ひ申し上げます。

会長 皆さん、こんにちは。今日はお忙しいところ、ありがとうございます。早速進めさせていただきますので、今日もよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席委員は9名です。欠席の委員は、谷委員、北村委員、杉田委員、飯島委員の各委員です。条例第9条による会議の成立は過半

数の出席であります。よって、定足数に達しておりますので、これより平成21年度第1回多摩市町界町名地番整理審議会を開会いたします。

それでは、本日の審議会につきましては、個人の利害に関する内容も特にないと思われまますので公開といたします。傍聴者につきましては、先着順で10名以内とさせていただきます。傍聴者の確認をお願いいたします。

事務局 傍聴者は特にいらっしゃいません。

会長 では、傍聴者はいらっしゃらないようで、早速進めます。本日の日程は、皆さんのお手元にお配りいたしました次第に沿って進めてさせていただきます。

それでは、議題1の「既存区域の町名地番整理について」を議題といたします。議題となっております既存区域の町名地番整理に関しましては、前回までの審議を踏まえ、本日は和田地区の町名、それから丁目割案について議論を進め、地域説明会に向けて案を確定していきたいと考えております。まず最初に、事務局より次第の①と②について、資料に基づき説明をお願いいたします。

事務局 次第の①、②について、まず説明させていただきたいと思います。

まず①が答申に至らなかった区域と理由（案）についてということになります。これは郵送で事前に配付した資料1になります。前回のときに、これと同じものを資料として提出しておりました。その場ではあまり具体的に審議されずに、もう一度出しますという話で整理したかと思えます。

特に、この答申に至らなかった区域と理由ということについては、1の区域のところでございますけれども、和田、東寺方、百草、落川のいわゆる町界に当たる区域ということで、当初から並木と雨田川のエリアについてずっと審議をしてきました。

2番目の理由なんですけれども、これは審議会の町名地番整理の基準がございます。この中で、町及び丁目の境界はなるべく道路、河川、鉄道をもってこれに当て、境界の鮮明を期するとしています。これは恒久的な地物によって境界を鮮明にしていくという方針、基準を審議会とし

ては持っているということですが、これについてもさきにご案内しているかと思えます。

今回、野猿街道側と言っていますが、これは並木に当たる部分です。審議会として、野猿街道及び3・4・19号線等の道路等で区切る境界案を候補としたが、地域自治会の理解の観点から審議会としても意見の一致は図れなかったという1つの理由があります。

また一方、自治会からは、自治会が望む境界案が市に提出された。案は現在の町界を基本としており、境界の一部は公共の用地（道路、河川等）が存在せず、民地と民地の間としているところもある。審議会では、自治会案は町名地番整理の目的であるわかりやすさ、境界の鮮明の担保などの観点から課題を残すと判断したところです。ここでは、基本的に理想案として野猿街道と3・4・19号線、これは平成7年から9年にかけて審議の中でそこを共通理解案ということで整理してきた経過がある。それに対して自治会側のほうでは、やはりそれは非常に問題があるということで提案してきたものがある。そういったものを審議会として審議してきたという経過がございます。

最後の点になりますけれども、両案の折衷案として複数の境界線案をつくり審議してきたが、審議会として現状では決定に至る案が出ない状況、経過であるということです。ここがこれまで審議してきた町界のラインを、やはり現状では決め切れないというところでございます。

雨田川側につきましてですけれども、これは地元要望も踏まえて、雨田川と公道をもって境界とする町界案を策定し説明会もしてきた。しかしながら、一部の住民より市に対し百草の和田への編入を含め反対の意思表示がされているという経過がございます。

3として、こういった経過の中での対応ですけれども、上記の町界となる区域について、境界の鮮明を期する町界とするには、地域全体としての理解が得られるまでにさらに相応の時間が必要と判断し、継続審議すべきものとした。

一方、この町界に直接かかわらない区域は、長年審議してきた経過もあり、部分的にでも着手・整理し、地番整理を進め、環境整備を図りた

いものであるということで、このままいけば、さらに地番整理は進まないというようなこともありますので、やはり環境整備を図れるものは図っていききたいということで、部分答申という形で少しでも進めていくといった対応をしていききたいというようなことになるかと思えます。

特にこの文章を説明会のときに使うわけではございません。また答申のときには、答申書の中でこういった経過を入れ込んでいく必要があるかなと思えます。そのたたき台になるかなと思えますので、よろしくお願いたします。

それともう一点、②の和田地区の町名・丁目割（案）についてでございます。これから地域説明会及び答申書の作成、答申書は部分答申になりますけれども、いわゆる町界のところ以外の一丁目から八丁目についての丁目割の境界、ここについて、前回のときも若干課題を残していたのかなと思えます。

1つは現和田三丁目の区域、東京都の集合住宅の2棟及び〇〇さんのところ。そこの部分、いわゆる出っ張りがあるところの整理。それともう一つ、百草団地のところについて、もう一度戸建ての部分は、事務局として現地を確認をしていなかったもので、実際に現地を確認して、その状況がどうなのかをお知らせする必要があるかなと思ひまして、資料をつけさせていただきました。それが資料3になります。

A4の横になりますけれども、これが和田三丁目のいわゆる出っ張りの部分なんですけれども、地図の真ん中辺に和田三丁目と書いてありますけれども、ここに2棟ありまして、前回、この和田中の通りを境にしてここから四丁目にしましょうという案でおりました。

実は東京都に行って、この都営住宅の管理者に、こういった経過があつて町名地番整理をしたい、今、四丁目のところで案を考えていますと言ったのですけれども、できれば、変えないでもらいたいというのが大家さんの意向であるところです。長年使ってきた町名を変えるというのは、やはり非常に混乱を招くし、東京都としてのメリットがあまりないということもあるのかもしれませんが、そういった意向を強く言われてきました。

それともう一点、〇〇さんのところの実態がどうなっているのかという
ことで写真を撮り、調べてまいりました。それで、〇〇宅なんですけれ
ども、この写真で見るように、②のところなんですけれども、〇〇さん
とその隣のところの境を写したものが写真②、下のほうです。30セ
ンチから50センチくらいですかね、ここです。

事務局長

これ写真①のほうでは？

事務局

写真①です。ここです。このところに三丁目の境界が入っています。
これを行くと、写真②のほうですね。ここから北側です。ここを通り抜
けて、今の駐車場の手前、駐車場のこの部分を抜けているというところ
になります。ここで真っすぐ行っているというところなんです。

ここで三丁目と四丁目を分けるのはかなり厳しいなというところで、
やはりこれは〇〇さんの東側の道路できっちり切っていかなければい
けないと思います。今回、案としてはこの地図の部分で、集合住宅2棟
はこのまま残して、この〇〇宅については四丁目というふうに変える案
でお示しました。これは事務局として提案させていただいて、やはり
委員会のほうで、集合住宅含めてここは四丁目にということならば、再
度東京都と協議して、ぜひこれで進めさせてほしいと強く要望したいと
思っていますけれども、まずそれが1点あります。

それと百草団地のほうにつきましては、これも当初は百草団地だけで、
戸建ての住宅部分については既存のところに入れようという、これも非
常にわかりやすいんですけれども、生活の実態が和田の既存ではなくて、
どちらかというとも百草との一体的な生活圈というようなことから考え
ると、その部分については八丁目、要するに百草団地側と一緒にしたほ
うがいいのではないかとこのところ、前回変えた経過がございます。

事務局で現況を見てきたところによりますと、やはり擁壁でちゃんと
区切りはつけてある。市が買った緑地ですので、そこについては開発さ
れることがないだろうということで、この境界も境界として成り立つと
いうところで、そういった案でいければなと思います。

ただ、自治会がありますので、自治会のほうでどう言うのか。という
のは、事務局ではどうしてもそれで通すんだというようなことではない

のかなど。やっぱり自治会の意向も踏まえて、別段八丁目でなくてはならない、既存と一緒にしてくれということでも、ちゃんと大きな道路で区切れますので、それはそれで特に問題はないのかなと思いますけれども、案としてはそういうふうには持っていければなと思っております。

以上になります。説明が長くなりまして、申しわけございません。

会長

今日の資料は以上でよろしいんですか。

事務局

資料4につきましては、次の審議、③地域説明会のところで、資料2と4について説明させていただければと思います。資料としては、資料2が説明会でのパワーポイントの資料になります。資料4が地域説明会の概要、日時とか場所とか流れとか、そういったものを示しているものです。

会長

わかりました。まず、では今ご説明いただきました丁目割について、ご意見をちょうだいしたいと思いますけれども、何かご意見があれば。

特に、前回皆さんとお話し合いをしまして、何丁目ということで場所がすぐ推察できるような形、それから地域の方たちからは、コミュニティの分断というご意見が多分出るであろうけれど、コミュニティの形は皆さんの今までのままですと強く説明するというので、わかりやすさのほうに観点を置いて整理させていただいているんです。一応その辺、東京都の問題とか、今いろいろ出ましたけれど、ご意見があればちょうだいしたいと思います。

はい、どうぞ。

〇〇委員

和田三丁目のところで、左側の〇〇さんのところはわかるんですが、右側にまたもう一軒あるんですが、その、いろいろ資料があるんですけど、資料3のほうの和田中通りと愛宕北通りのところの部分と、前回いただいた資料の16番に当たるところの和田中通りと愛宕北通りの差、線の引き方がどうなのかなというところがありまして、16番のほうでは斜めに、和田三丁目のところが続いているように写っているんですけども、住宅地図だときっちり切れていない、その辺は、私も実際の切れ方はどうなのかなという。三丁目が、そこだけ飛び地のようになってしまう可能性はないのかなという。

事務局 よろしいですか。

会長 お願いします。

事務局 多分、これは新住の境になっている部分だということで、今言っているところは〇〇さんのお宅の南側ですよ。

〇〇委員 はい。

事務局 あそこはたしか公園の形になっているので、そこは新住エリアとの境ということで整備できないかなというところなんです。確かにこの16との形態がちょっと違うんじゃないかというところが、今ご指摘のところ、緑の部分と……、このところはもう一度確認して、いずれにしても、〇〇さん宅については、もう和田三丁目ではないので、その境界になるのかなというふうに考えております。

〇〇委員 〇〇さんのお宅は、この北通りにまで来ているということはないんですか。

事務局 北通りまでは行っていません。

〇〇委員 手前で？

事務局 手前になっています。

〇〇委員 はい、わかりました。この16番の、緑のように、ここに若干斜めとつか、すき間があいているという。

事務局 すき間があいていますね。

〇〇委員 そうですか。

会長 この斜めの部分は、所有者はどなたなんですか。三角のところは。

事務局 公園になっていますので、多分東京都の。

〇〇委員 あの辺看板が立っていますね。

事務局 ここのラインの境界のところは、拡大して、どういうふうにエリアが入っているかは、もう一度確認させてください。

〇〇委員 〇〇さんの間が飛び地のような形になってしまうと、ちょっとわかりづらくなってくるのかなというところがあります。

会長 ご意見いかがですか。〇〇委員さん。はい、どうぞ。

〇〇委員 初めに東京都が団地をつくる時に三丁目をつくったので、何だかいびつなような格好になっちゃっているんですが、これを整理したほうが

よろしいんじゃないかなと思うんですよね。幾ら東京都がやったからといって、直すというのは、この2軒だけじゃないかなと思うんです、地図を見ると。結局、この2軒だけが答申の回答に至らなかったんじゃないかなと思うんですけど、これ、だれが聞いても、2軒ぐらいじゃ納得するんじゃないかなと思うんですがね。

会長 都営住宅ですね。これは私の個人的意見で、何かそういう変えないところが残っていると、後で嫌だなどという方の理由をつくってしまいそうな気がするんですけど。こういうのは、都営住宅で嫌だと言われるとどんなものでしょうか。

どうでしょう、皆さん。ご意見があったら、おっしゃっていただかないとまとまらないので。

副会長 よろしいですか。

会長 はい、どうぞ。

副会長 感覚的には、やはり今言われたように、都営だからという区別はなくていいんじゃないですかね。これは線をしっかりして、要するに、どちらのほうもそういうふうに一生涯懸命して、犠牲になる方のところも、多少妥協しているところもあるのに、ここだけ特別扱い、都だからということは、別にそういうことを考えなくても線引きはきっちりしていくと。逆に、行政に頼むのであれば、そっちのほうを優先して線引きをしっかりとっていく。

そうでないと、一般の方、これからまださらにもっと険しい道のを進んでいかなくちゃならないのに、このところで妥協しちゃうと、今度雨田川の、何回も何回も歩いたり、今までやってきたのが、逆に、いろんな問題をまた残してしまう。もうここはやった、行政のほう、東京都も妥協していただいたということで次に進んでいく方向のほうが、透明度は高そうな気がするんです。ややこしい問題でしょうけどね、上に話を持っていくというのは。

〇〇委員 いいですか。

会長 はい、どうぞ。〇〇さん。

〇〇委員 基本的には前回決めたような、ゴルフ場の通り、わかりやすいところ

で、もう一回東京都と話し合うといいと思うんですけども、これは、今回はペンディングになります東寺方と和田の、いわゆる雨田川沿いのあっちのエリアのほうでも同じような問題が将来出る可能性がありますよね。東寺方の都営住宅がありますよね。これも、将来は基本的に東寺方と和田に分かれるわけですから、東京都の感覚は、要は都営住宅のところは、すべて手をつけないでくれという、そういう意味ですか。

事務局 そういう感覚ですね。

〇〇委員 そうだとすると、やっぱり基本を通しておかないと、今度は東寺方の都営住宅のときにも、前例があるから、ここはこのまま残してくれという話にまたなってくると思うんです。だからそういう面からすれば、皆さんがおっしゃっているように、基本でもう一回東京都を押しただくのがいいのかなという気がしますけどね。

会長 ほかにご意見いかがですか。〇〇委員さん、いかがでしょう。

〇〇委員 これから説明会をやりますよね。

会長 はい。

〇〇委員 そのときに今の点をクリアにしておかないと、説明会は結構難しくなるんじゃないかね。審議会の意向はこうだということをはっきりさせて、でも説明会を聞いた上で留保するのか。どうなのかね、〇〇さん。でも、審議会の方向をはっきりしておいたほうがやりやすいことはやりやすいかな。

〇〇委員 そうですよね、やっぱり。変わると言っておいて実際変わらなかったとかじゃ困りますので。

〇〇委員 その辺ですよね。

会長 〇〇委員さんはいかがですか。

〇〇委員 これからずっと長くやっていく部分で、家が建っても、いろいろなことがあっても、道路というか、確実に変わらないところできちんとしていくというか。きちんどこに行ってもというと、やっぱり災害とかいろいろな部分も問題がありますよね。せっかくこれだけ長く時間をかけてやっていくんですから、だれが見てもというか、外から来た人が明確にわかるように、住んでいる人はわかるじゃなくて、できるんだったら、

その部分の基本的なもので、だれであってもとか、やっぱり災害があっても、救急があってもと、いろいろなことのあるときに、どうしてもその部分は曲げられないということを持っていていただきたいなと思うんですね。

あとはコミュニティの問題は、皆さんのつながりでやっていけると思うんですけども、変わらない道とか、その部分でと、いろいろなことが起きたときにすぐ動けるということ、多摩市のというか、その部分ではきちんとわかるということが一番大事だと思うんです。

会長 ありがとうございました。

〇〇委員 いいですか。

会長 どうぞ。〇〇さん。

〇〇委員 東京都と話すときに、ニュータウンの中で、例えば1つのそれぞれ、公団にしろ、東京都の団地があつて、それを丁目として分断しているような例が仮に見つかれば、それはこういうところも前例があるんだから、やっぱりきちんとした道路でやってもいいんじゃないですかと言えますよね。ニュータウンの中には、そういうのはないんですかね。

事務局 ないと思います。

〇〇委員 ということは、ニュータウンの中のいわゆるこういう集合住宅は、それぞれコミュニティごとに丁目を振っていると、そういうことなんですか。

事務局 変更した例はないですね。

事務局長 最初からもう振っちゃっているからないですね。だから、道路だとか、河川だとかで切っている。

〇〇委員 字じゃなくて丁目ですよ、何丁目、何丁目。字はもちろんそうなっていますけれども。これはあくまでも丁目の話ですよ。

事務局長 はい。

〇〇委員 和田の中のどこで何丁目を切ろうかという話ですから。今までそういう前例があるとすれば、東京都にも話しやすいんですけどもね。

事務局長 ないと思います。

事務局 ないですね。手をつけていない。

〇〇委員 ないとすると、いわゆるニュータウン事業でやった集合住宅については、基本的にこういう考え方でというか、どこも前例がないというか、東京都も公団も1つのコミュニティとして丁目を設定している。だからここもやってくれという、では、このまま置いてくれと、そういう話だと思っんです。

 だから、基本は東京都に対して、あくまでこちらは原理原則こうだから、やるべきだという話でいいと思っんですけれども。何かいわゆる交渉のテクニックというか、材料として、そういうのがあるといいなと思っんです。

副会長 これを見ると、東京都のつくったレイアウト、都市計画をするときにもこうやってぼんぼんと2棟ずつついたり、あっちこっち、こうやって継ぎはぎだらけに……。全部これを含めて、地番整理というか、区画整理もきちっとしてやってくれての話ならわかるけれども、適当に開発しておいて、それで、嫌だというのもちょっと納得は、地元としてはできないですね。もともと、売ってくれるところから順次進めていったやり方ですから。手放してくれる地主さんからやって、結局、だめだよといったところは残ってという。家があった場合には屋敷だから手をつけられなかったというのはありますけれども、現実には、それもおかしいと言えぱおかしい話なんですよ。

会長 どうぞ。

〇〇委員 今、コミュニティの話がちょっと出ましたけれども、前にいただいた自治会の地図で見ましても、今問題になっている2棟の部分は、ほかの和田の棟の自治会が違うように書いてありますので、コミュニティ自体が違う自治会として活動しているのであれば、和田四丁目は推定ですけども、そこに入れてしまっても、コミュニティとしては全然分断されないのではないかなと思っんです。

会長 〇〇委員さん、いかがですか。

〇〇委員 もうちょっとお話を聞かせてください。

会長 皆さんの大体お考えは、せっかく部分答申というか、まとまりがつかないところは残して、できるところをこういうふうな形で基本に沿って

やっぺいこうということなので、ちょっと事務局のほうにはご苦勞をお願いするかもしれないけれども、とりあえず私たちが考えた方向性でできるように、努力をお願いしようという形でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

会長

あと、もう1つの先ほどの百草団地の七丁目、八丁目のあたりについてはいかがでしょうか。またちょっとわかりづらいようなところで、再度こういうところはどうかというご説明のご希望も、何ならこの辺、お尋ねもいかと思うんです。この辺については、あまり私たちが詳しい知識がないような感じなんです。

特別八丁目のほうの方と、八丁目として今の形がつながっているというわけでもなくて、たまたま多摩市と日野市の境界がそこに入っちゃっているから、分かれちゃいましたよというような色合いが強い地域だとは思っていますけれども。

いかがですか。今の丁目割で問題はないですか。それとも、ここもはっきり道路のほうがよろしいでしょうか。あと、それともこの辺は、一応これでやっていって、地域の方たちのご意見を説明会で伺った上で、再度、検討するほうがよいでしょうか。

〇〇委員

説明会があると、丁目割は結構地元でいろいろな意見が出るんじゃないですか。境界はともかくね。そういう意見をある程度聞いて入れていくかどうかなんですよね。

〇〇委員

これははっきりやっても、このままでも両方ともちゃんとした理屈が立ちますよね。なおかつ、戸建て住宅のほうの地元の意向はまだ聞いていなくて、要するに行政のほうの配慮というか、それでやられたわけですし、仮にばっさり、メイン通りで切ってしまうと、戸建ての住宅のところは7丁目のエリアの中で孤立した地域になってくるわけですよ。周りが全部、公園ですよ。

事務局長

そうですね。

〇〇委員

だから、そういう意味からすれば、僕は全然住宅のキャラクターは違うけれども、いわゆる人の集合エリアという意味を含めて、こういう切り方でやったというふうに言って、理屈が立ちますよね。これでもいい

のかなという気はしますけれども。

7丁目のほうに、身近なところに住宅が今後進出していくような可能性があるとすれば、すっきり太い道路で切っちゃうべきだと思いますけれども、このエリアのところは全部公園で、将来とも住宅がつかないわけですよ。

事務局長 はい。

会長 ここについては、特によろしいですか。

では、とりえあず今の家が建っているというか、八丁目のほうの住宅街と一緒にということで、あとはまたこの部分については、地域の方から強いご意見でも出てくれば、それから考えましょうということで、一応この状況でということで、丁目割については、一丁目から八丁目までのこの形については、これでよろしいですか。

事務局 では、もう一度整理させていただくと、四丁目の部分については、新住の今ある三丁目が2棟あります。これは四丁目のところで、審議会としては区切ると。要するに、和田中の前の通りで区切っていくのがいいだろうということ。これは、やっぱり審議会としての案として出していくということですよ。

私が心配しているのは、大家さんがそういうふうに言っているということと、その団地の住民自体は四丁目に変わって何のメリットもない、要するに、ほかの地番の人は大きな地番が何の何の幾つということできれいに整理されるけれども、もともとここは3の何とかの何とかの何丸幾つということで変わっているわけですから、多分頭のところが4になるというようなところだけのことなので、多分、地域に反対はあるだろうなということは、ある意味想像はつくんですね。

でも、やっぱり審議会としては理想的なものを出していくというのはよくわかりますので、その辺のところをどこまで突っ張るんだということが、ちょっと我々のほうとしても。

会長 ただ、今の考え方で、審議会としては例えば災害時とか、そういうことを考えるとしますよね。災害時を考えたときに、和田三丁目といたら、その2つの道路の右側だというような位置的に何かありますよと、

そこを目指していくという形にこれが地番整理されると、そういうことになると思うんですよね。そうすると、四丁目という形に変わったほうが都営住宅の位置的な場所が明確になって、非常時にも早く対応ができると、ちょっと無理な理屈かもしれないですけども、そういうふうにも考えられるので、できるだけそういう安全面を優先する形で、整然と整理をしたいというのが審議会の考え方だということで、いかがでしょうか。

事務局 ただ一方で言われるのが、新住エリアについては、用途地域のこともあって、ああいう建物がああいう形では、ほかのところでは建たないわけですね、用途地域上は。だから一目瞭然じゃないのと言われれば、やっぱりそれはそれで、そういった理屈も成り立つので。だから結構、議論にはなりそうだなとは思いますが。

〇〇委員 いいですか。

会長 どうぞ。

〇〇委員 土地賃貸に〇〇さんのお宅が出ていなければ、そういった残すということもあるんでしょうけれども、地図で現場を見ても、そこだけ何となく2棟だけぽんと別に離れて建っているような場所ですので、東京都のほうにも、その辺のところはわかっていたいただきたいなと思いますけれども。

会長 では、一応、この審議会としての丁目割についての考え方ということでは、ここでまとまりをつけて、この説明会について進めていきたいので、お願いいたします。

〇〇委員 ちょっと。資料1で、内容的にはいいんですけども、答申に入れる場合、区域と理由として入るわけですね。ですから、「一方この」云々というのだけは、答申のときは別なところに入れていただきたい。これは区域との答申に至らなかった理由ではないので、最後の2行は、「一方この町界」云々という、これはここの理由からは削除していただきたい。

事務局 はい。

〇〇委員 それだけです。

〇〇委員 質問いいですか。

会長 はい。

〇〇委員 この資料1、まとめていただいた部分はどのような使い方をするんですか。後から審議がある資料2の地元説明の資料の中に使う、あるいは答申に、さっき答申にはまだ使わないというお話がありましたよね。説明会にも使わないようなお話をちらっと聞いたんですが。そこで、ここをこういう形でまとめる……。

事務局 1つは説明会のときの理由として、この理由でいくという。要するに、これそのものが出ていくわけではないけれども。

〇〇委員 ほとんど同じ文言が、この後ろの……。

事務局 出ていますよね。

〇〇委員 出ていますよね。

事務局 だから、そういう形での、ここの区域が外れた理由をこれで意思統一、要するに、審議会としての意思統一としていくという意味合いなんです。

〇〇委員 いわゆる整理用の資料という感じ。

事務局 そうということです。やっぱり答申には答申のまた形があるかなと思いますので、それはそれで、これにするのか、また別の形にするのかは、答申のところで示させていただきたいなと思いますけれども、中身的にこれで問題なければというような意味合いでつくらせてもらったもので、いや、もうちょっとこういう言い回しのほうがいいんじゃないかと、こういうことも加味したほうがいいんじゃないかとかあれば、それをもって皆さんの共通理解で、質問にあったときも、こういうふうに答えておくというところの資料にしたいなというところです。

〇〇委員 いずれしても地元説明会をやって一定の結論を得て、最終的に答申するわけですから、そのときに答申案というのはたたかれるわけですね。そういう部分の中に、多分これが骨格として入っていくだろうと思うんです。それで、この文言が後ろの説明会の資料にも入っているわけですね。

事務局 そうですね。

〇〇委員 同じね。

事務局

例えば1の区域と言った場合に、これだとこれは結構わかりにくいと思うんですね。ほんとうに説明するには、多分、地図か何かをつけて、このエリアというふうにやらないとなかなか知らない人が見た場合にはわかりづらいのかなと。そういったことも含めて、工夫は必要かなとは思いますが。

〇〇委員

これは整理用の資料だから、格別今の段階で整理をする、きっちりまとめるものでもないと思うんですけども、1つ考え方として、この中には例の百草と落川の取り扱いがちょっと入っていませんよね。雨田川の案を出すときに、基本的には落川と百草がそれぞれのところに編入されるというようなニュアンスで、それを前提にして雨田川の案もできていますよね。だから、百草と落川の取り扱いみたいなものをちらっと入れなくていいのかなという気はするんですけどもね。結論は出ていないけれども。

というのは、ここに一部入っていますよね。雨田川で、百草の和田への編入については、ここに言及しているわけですけども、これを書くんだったら、一方では落川の説明会をやったけれども、ほとんど反対の意見がなかったよ、これについて一定の理解を得たようなニュアンスというのは、前にありましたよね。

事務局

ありましたね。

〇〇委員

片方ではそうだったけれども、一部和田にはこういう意見があつてという、両方書いたほうがいいかなという。要するに、和田と落川の扱いはどこかに書かなくていいのかなと、全く無視しちゃっていいのかなという気はちょっとしたんですけども。だけど、それをやっている文章整理が大変だからいいんですけども。これは後の説明会の資料のところ、もう1回議論してもいいのかなという気はするんです。

何となくせつかく、いわゆる落川地区の東寺方への編入というのは、今の説明会の段階ではあまり反対がなくて、何とかこれでいけそうだなという、1つの前進みたいなのがあったということだから、それを何か文章にちょっと残しておけば、後につながるかなという気はするんですけどもね。

〇〇委員

ちょっといいですか。またその辺の審議になりますと、せっかく今までやってきたのがこういうこと、この折衷案のことが書かれていますよね。それが相当前進した形に一時はなったんですけども、こういうことがまとまらないでできないということで継続審議となりましても、関係の地域の人たちでは今後いくらこれをやってもだめだから、要するに行政案でやるとか、そういうことしかないと思うんですよ。だから、これを出すということは、これだけ今までも細部やってきて、また継続審議という形で留保した後は、やっぱり行政リードの案を出していくとか、それ以外絶対まとまらないと思うんです。

そういうものを考えておいて、この理由を書かれているのかなと私はそう感じるんですよ。そうじゃないと、また振り出しでしょう。だから、それは避けたいので、これでできなかったときは、もう行政リードで地域に説明していくと。それ以外のものは残されていないんじゃないかな。

〇〇委員

全然反論とかではないんですよ。要は、今回の説明会の目的は、意見の対立がないところを、ともかく住民の利便のために、行政の利便のために先行したいんだと、それがメインですよ。なぜ先行するんだと。いや、今までこういう関連で、なかなか議論が整理されなかったから、それでは全部塩漬けじゃまずいから、できるところからやるんだと、そういう説明ですから。そのために、どうして意見がまとまらなかったんだというのが、説明会の資料としてちょっと載ってくるわけですよ。だから、それは別にそれでいいと思うんですよ。それで聞いた方々が、それでは、あとはまとまっていない地域については、行政主導でやってくれという雰囲気が出てくれば、それはそれでよろしいんですけども。

〇〇委員

おそらく、もうそうなっちゃうと思いますね。

事務局

多分、ここの書き方はかなり難しいかなと思うんですけども。要望書も出ていて、それは落川、百草を残すという要望書も14年とか16年に出ていますので、そこをどこまで書くかという。一方で、もう落川なくていいじゃないかという、了解もらえたじゃないかという、要するに、そこまでは既得権のような形で、ここに入れ込んでおくことがいいことなのか、ゼロベースに、もう1回審議しましょうということで整理

したほうがいいのか。さらっと書くのがいいのか、少し入れ込んで書いておくのがいいのかというのは、非常に難しいところですね。

〇〇委員 その辺は、折衷案の中に含まれていると私は思って、読んでいますよ。最終的に折衷案でいろいろ議論して、その辺は雨田川か野猿街道かの全部の案を両地域が出して、それで折衷案をつくった。今、〇〇さんが言われたようなことも含んで、これは書かれているんだと理解しています。それで、関係資料はこれとこれだという形にしたらどうかなと思います。そうでないと、細かくまた全部書くようになっちゃうでしょう。それでは大変だから、この折衷案を、全部したんだけどという、私はそういう理解をして、これを読ませていただいた。

事務局 ただ読む人を見ると、何を言っているかわからないみたいな、何が言いたいのかよくわからないみたいなことはあろうかなと。

〇〇委員 では、とりあえずこの折衷案については、やっぱり関係資料をつけなきゃだめでしょうね、折衷案を説明するには。

事務局 となると、やっぱりもし答申書に書くとすると、自治会から出た境界案と理想とする案とのギャップみたいなものもちゃんとつけながら、なかなかまとまりませんでしたという話にしておくのが一番わかりやすいのかもしれないね。

〇〇委員 そういう形にするのが一番いいんじゃないかな。

〇〇委員 すみません。余計な話で。

会長 では、説明会のほうの内容について、お願いいたします。

事務局 それでは、説明会のほうの資料になります。まず今日配付している資料4です。

地域説明会の概要についてということです。日時と会場ですけれども、会場の確保ということで、第1回を6月28日日曜の午前10時から、総合体育館の第1会議室を押さえました。そして、第2回ということで、7月5日日曜日の午前10時から、和田中学校の体育館を押さえました。

そして、当日の流れなんですけど、まだこれは案の段階なんですけれども、司会のほうは事務局の私または係長で行うということで、あいさつは基本的に審議会がとり行う説明会ということですから会長というこ

とにして、必要に応じてまた部長のほうでもあいさつがあるのかなと思います。

説明につきましては、事務局のほうでやらせていただきたいと思いません。資料についてはパワーポイントといらした人にはそれと同じ資料を配付する。それで、説明してご理解いただくというような形になるかと思いません。説明の内容につきましては、また後ほど、パワーポイントで概要を説明させていただきたいと思いません。

その説明が終わりまして、質疑応答で、基本的には2時間以内ということを考えております。

その他ということで、前回地域説明会をしたときに、かなり人の集まりが悪かったということがございますので、自治会の供覧のほかに、たま広報とか、ホームページ等にも載せておきたいと思いません。いろいろ集まるような、何か手段があれば、また自治会のほうにも働きかけて回覧以外にもというようなところもあるかと思いませんので、またご意見があればよろしくお願ひいたします。

資料4については、以上になります。

あと、事前に配付した資料2についてですけれども、これについて若干説明をしたほうがいいですか。

会長 はい、お願ひします。

事務局 まず説明する内容について、確認させていただければと思いません。画面でもいいし、お手持ちの資料でもいいんですが、よろしいでしょうか。

まず、これが表紙になります。ちょっと画面を動かしてもらっていいですか。

②ですね。これは、地番整理はなぜ必要かというところですね。ここにもあります、町区域が入り組み、飛び地も存在と。地番の並びが不規則というようなところで、ここでは緊急時の火災、緊急の際に時間がかかったりとか、来訪者が迷子になってしまうとか、あと、郵便とか宅配なんかも時間がかかってしまうとか、そういったような不便さがありますというようなことの説明になるかと思いません。

「だれにでも簡単にわかるような町名地番」ということで、丁目等を

整理して、そういった不便さをなくすということが目的ということになります。

町界、町名の整理に当たっては多摩市では審議会を設置して、諮問、答申という形でやってきています。昭和55年に設置されて、順次地番の整理をしてきた。審議会の委員構成ということで、学識2名、市民8名、関係行政4人ということで、以内ということなので、現在は13名でやっていきますという話をさせていただきたいと思います。

「町名地番整理の方針と基準」になります。これも審議会の中で一応方針と基準を定めているというところですね。町割は道路や河川等、わかりやすい恒久的な地物でというところが1つあります。町名はわかりやすく。実際は従来の大宇等を使っている。飛び地の整理なども、地番整理にあわせてやっていく。町及び丁目の基準面積ということで、1町の大きさの標準は、およそ100ヘクタールとしている。また1丁目の大きさの標準は、およそ17ヘクタールですという一定の基準、方針を定めていますということと、市民の意見を十分尊重していくこと。これが審議会での基本的な考え方ですという説明になります。

「町名地番整理図」ということで、これまで整理してきたところ、されていないところということで、今現在は和田、東寺方、百草、落川と乞田、貝取の一部と、既存の部分が残っていますということです。

町名地番整理をした区域の面積ということで、先ほど基準がありましたけれども、大きいところでは、永山が182ヘクタールあります。小さい町のところでは、山王下、馬引沢というのが23とか28ヘクタールというところがあるということで、ちなみに和田は多分ここで168というふうに出ますけれども、大きい町名のところに入ってはきまずけれども、それも経過がありますので、また説明させていただきたいということです。

「町名地番整理が行われると」ということで、どうなるのというところなんですけれども、実際に住所や戸籍の表示が変わるということになります。「和田何百番地の幾つ」というのが、例えば、和田四丁目一番地の二になりますとかです。

それで、各種変更手続ということで、市役所、公的機関の職務権限でできるものは、住民票とか戸籍というようなものは市役所の権限で自動的に変えます。本人の届け出、申請が必要というものは、例えば免許証とか通帳の変更、登記簿上の住所の手続き、それとか車検証とかインターネットとか、そういうものは当然個人で申請しなければいけないと思いますので、そういったものがございます。

案内板等の設置、戸番票の配布等を行うということです。

審議の経過が非常に長いので、若干その辺のことも言っておかなければいけないのかなということで、審議会の中で地区委員会というものを設置したということです。設置は、和田については昭和58年から昭和59年、東寺方が昭和59年度ということになっています。両地区委員会より報告案が提出されているということです。これは昭和60年に提出されています。また、これはちょっと後の経過の中でお話しさせていただきたいと思います。

「字別面積と人口」です。これは平成21年4月1日現在の世帯と人口の字別の数なんですけれども、和田については161ヘクタールで1万360人がお住まいいただいている。和田三丁目、いわゆる集合住宅のところなんですけれども7ヘクタールで1,240人、以下なんですけれども、百草、落川まで、こんな世帯と人数がおります。それで、赤であるところは、町の基準が100ヘクタールで1丁目の基準が約17ヘクタールということでございます。

「町名・町界に関する要望等」です。審議会を進めていく中ですけれども、地域のところからいろいろな要望が出ていますということです。

先ほどの地区委員会の報告ですが、昭和60年に報告がございました。その中では、和田については3つの町名に変えていこうということです。

「中和田」「和田並木」「和田」の3つ、東寺方は東寺方1つと、こういった報告が出ているということです。当然、この中には落川もなければ百草もないというところなんですけれども、そういった中で落川の存続要望が平成14年、また雨田川を町界とする要望ということで平成15年に出ています。百草の存続要望も平成16年に出ていると。それで、町界

案ということで自治会のほうから「和田・東寺方等町界案」というのが出ておまして、平成18年1月には東寺方から出ています。一番最後の要望は、並木自治会から出ているということです。

ここに経過を詳しく書いています。昭和60年、東寺方、和田地区委員会から町界の報告があった。この報告は、和田のところについては和田を3つの字にするんだと。「和田」「中和田」「和田並木」ということですね。東寺方のところは、どうも桜ヶ丘4-29とか、その辺を東寺方に取り込むというような案が出ていて、それは、かなり反対運動が起きていたという経過があるようです。それで、昭和61年から審議を続けるが答申案に至らなかったと。それで、他の地区の答申が先行しています。

平成5年から平成9年にかけては、3・4・19号線が拡幅されるというようなところがありまして、野猿街道と3・4・19号線の道路で区切る案というのが、それを1つの基準にしようという流れがありました。でも、実際には、なかなかコミュニティの問題ということもありまして地元で提案するまでに至らなかった経過です。

先ほどの和田地区委員会の3つの字、「中和田」「和田」「和田並木」についても、審議会の審議の中で「和田は1つにしましょう」ということで、町名も「九丁目まで可能」というような審議経過が残っていて、それが1つの統一した認識になっているというところです。

そんな中で、平成12年、東寺方一丁目、これは坂下耕地の区画整理に合わせて一丁目の地番整理を行いました。

平成14年から平成20年、審議が再開されまして、その間、地元要望等が出てきて、現地視察、説明会等を行いながら継続して審議を行ってきたけれども、東寺方とか和田の町界の決定までには至らないで、今回、部分答申ということで地元説明会を開催することとしましたという経過の流れになります。

「要望の町界案」ということで、これは答申に至らなかった理由のところになってしまうのかなと思いますけれども、青いのが並木自治会案で、東寺方案は黄色になりますけれども、いずれにしても、かなり入り

組んでいるこの部分と雨田川の部分については、現地視察を含めている協議をやってきたんですけども、折衷案がなかなか見つからなかったという経過になるかと思います。

理想案は野猿街道と3・4・19号線、これはちょっと何かで表記しておこうかなと思いますけれども、このラインが審議会での1つの理想的な案なんですという話で、それに対応して自治会案が出てきていますという話になるのかなと思います。

「至らなかった理由」です。先ほどの資料にありましたけれども、野猿街道、3・4・19号線を1つの候補として、これを理想案として審議してきたと。ただ、やっぱり地域、自治会の理解というか、そういったところもあるということで、なかなかこの理想的な案は難しい。一方、自治会から出された案についても、なかなか現況の中で民民のことがあったりとか、一部に公共的用地がないというようなところ、将来にわたって問題を残すのではないかというようなところもあるので、審議会としては、なかなかそれも難しいというところで平行線になった。

雨田川についても、「雨田川でいいじゃないか」というようなところもあったのですが、一部住民からは編入を含めて反対の意思表示がなされています。この「百草の和田への編入を含め」とりあえずこの案で説明させていただければと思います。

それで、「対応」になります。和田・東寺方等地区の境界に当たる区域、いわゆる並木のところと雨田川のところは、地域全体の理解が得られるまでは相応の時間が必要ということで、引き続き継続審議とします。一方で、この町界に直接かかわらない部分については、長年待ってきた経過、「待っている」という表現がいいのかどうかは別としても、部分的にでも着手して環境整備を図っていきたいということで、今回の部分答申という対応にしたいということをご説明させていただきたいと思っています。

それで、具体的な丁目割と、今回行うエリア、行わない継続審議とするエリアの図です。いわゆる野猿街道と和田中の通りを境に、そこから東側は継続審議、それから西側、北北西側についてやっていきます。町

名の振り方は、一丁目、二、三を飛ばした四、五、六、七、八という流れでいきますということになります。それで、先ほど言いましたように、四丁目はここできれいに、案としては、この出っ張りはなくすということを示していきたいと思います。八丁目のところは、このままでとりあえず示したということになろうかと思います。

以上です。ちょっと長くなりました。すみません。

会長

ありがとうございます。

これに対して、何かご意見はいかがでしょうか。はい、どうぞ。

〇〇委員

すみません。意見として3点あるんですけども、よくまとめていただいたと思うのですが、資料のつくり方で、3枚目ですが「町名・町界に関する要望等」という枠がありますよね。それで、6項目あるんですけども、みんな日付が入っていますよね。一番上だけ入っていない。だから、やるんだとすれば昭和60年というのを入れておいたほうがいいのかなど。

それから、一番下の「町界の変更についての要望」で、ここだけ「(並木自治会から)」というふうに括弧してあるんですよね。だから、せっかく書くんだったらわかりやすく、例えば「(住民から)」とか含めて、下から2段目は「(東寺方自治会から)」とか、「百草の存続要望」とか「雨田川を町界とする要望」はだれだれからというのが書ければ、そういうものを書いて、あとは要望の年も書いて、資料として統一しておいたほうがいいのかなどという気がします。

それから、その次の地図がありますよね、「要望の町界案」。私の記憶では、東寺方の案という黄色いラインが、一番上のほう、大栗川に近いほう、旧都道か何かであったような気がするんですけども、ここで東寺方のところがちょん切れてしまって、それで並木のブルーの案が大栗川まで行っていますよね。東寺方の案というのは、この部分もあったような気がしたんですが、あったとすれば、多分、メイン通りというか旧都道で、ずっと橋のところまで行っていたのじゃなかったですか、最初に出した案は。ここで、おしまいになっていましたっけ。いや、それは確認だけしてもらえますか。

事務局 そうですね。

〇〇委員 入れていないんじゃないかな。

〇〇委員 入れていなかったですか。

〇〇委員 ええ。ここと、それから、あと……。

〇〇委員 入れてなければ、もう。

〇〇委員 和田郵便局まで出る案ですね、さっきの三丁目の。この黄色いラインは、私どもの案では入っていないんです。

〇〇委員 入っていないんですか。すみません。

〇〇委員 はい。しっぽと上とね。

〇〇委員 橋のところと三丁目のところですね。

〇〇委員 ええ。

〇〇委員 いや、入ってなければ。

〇〇委員 ただ、便宜上こうなるだろうということで引かれているんだろうと。

〇〇委員 前の資料にあったような気がしたものだから。いいです。

〇〇委員 それで、和田のほうは事情がいろいろあって、東寺方のこの後はもう「どういう案でも結構です」ということだと。

〇〇委員 そういう意味ですね。

〇〇委員 はい。

〇〇委員 わかりました。じゃ、それは勘違いだったということですね。

〇〇委員 はい。

〇〇委員 それから、これは8ページです。ラストの「対応」のところで、これで結構だと思うのですが、説明会をやったときに、例えば落川とか百草の人も来る可能性がありますよね。

事務局 あると思います。

〇〇委員 それで、何回か地元の説明して、編入だ何だかんだという話もしていて、そういうことも含めて自分たちのところはどうなる、要するに、塩漬けになるのか今回の対象になるのかということがあるから、この「対応」のところで、例えば1つの案ですけれども、「和田・東寺方等地区の境界にあたる区域については、落川、百草の取り扱いも含めて、地域全体として理解が得られるまでに、さらに相応の時間が必要と判断し、

継続審議すべきものとした」とか、そっちも時間がかかるとか、要するに継続審議のほうへ入るんですよということは入れておかなくていいかなという気がするのです。これは感覚ですから何とも言えませんけれども。

会長 いかがですか。

〇〇委員 なくてもいいということであれば、それはそれで構わないんですけど。

〇〇委員 あまり時間はかけたくないですね。何とか最終目的に近づけるように、さっき私が言ったように、どうもまとまらない場合は、行政リードでの案でもしなければ、東寺方の場合なんかは、もう幾度やっても同じです。

〇〇委員 そういう意味です。要は、まとまらなかったんだということをおかなくていいかなということだけなんです。それとも、全然触れなくて……。

〇〇委員 私どもの地域としては、もう雨田川でいくということで大体まとまって、住民もみんな理解しているわけですよ。審議会でも、そういう方向で出ましたからね。それが、とりあえず出そうということになってからがらっと変わっちゃったから。その前までは、この審議会としても、雨田川でずっと切っていくということで大体了解を得ているということで、並木との境のところ、特に体育館あたりから杉田さんのところまでがごちゃごちゃしているからということだったんですよ。それが何だか、またもとに戻ったような形でこうなっているから、地域住民としては「どうしたんだろうな」と、こういう感覚を持っている人は多いと思います。

副会長 先ほど言われたように、そうしたら、継続審議だけれども、ある程度時間を、もう少し短いような文章を入れて、行政と地区との判断で早急にまとめられるようなというような。継続でまた10年かかると嫌だな。

〇〇委員 それは避けたほうがいいですよ。

副会長 ねえ。そうなのちゃうので、もう少し強い意思がそこにありますよというぐらい書き込まないと。

〇〇委員 私なんかは、もう、そういう考えしかないなと思っているんですけど

ね。表面上は地域には言っていないが。

副会長 もう3年も4年も同じことをやって、それで早いところから早く進めるというのはわかるんだけど、残ったところも早くやるということですよ。

〇〇委員 この際ね。

〇〇委員 そうですよ。いくらやったってね。

〇〇委員 議題に出ているんだからね。行政に押しつけてやったほうがいいのじゃないかなと思います。

会長 今回のある程度どういう方向で行くというので、決まらなかった地域の方たちを少しずつ刺激しようと言うと変な話ですけども、そういう形が今回の部分答申の目的でもあったわけですけども。

〇〇委員 まして、新しく郵便の管轄の人が入ったんだから、余計あれじゃないですか、配達のためにも、わかってもらいたいと思って住民の人に。

会長 整然と速くなるといいですよ。

〇〇委員 はい。

会長 そうすると、この辺についてどんな方がいらっしゃるか、こればかりは何ともわかりませんし、どういうふうに地域の方たちが反応されるかもわからないんですけども、どうでしょう、この辺、もう少し「対応」のところに細かい表記をしておいたほうがよろしいですか。

〇〇委員 継続審議とって、従来どおりの継続審議と理解されると、また長くなってしまうから、何かもう少し具体的に、継続審議ではこういうことをやりながらやりたいとか、少し表現できるところは、そうしておいたほうがいいのかと思うんです。

〇〇委員 積極的にというか、精力的に結論を得るべく努めていくとか。当面、継続審議としつつも、もう少し行政と、さらに精力的に努めていくとか、そんなニュアンスを入れてはどうですか。

副会長 感覚的には、あと1年とか2年しかないよみたいな、そういう目標を設定していかないと。

〇〇委員 何かそういう目標期間を定めるといいね。そうですね。

会長 では、ちょっとその辺のところは検討していただくということで、よ

ろしいですか。

事務局 特に、百草、落川の編入問題については、そこに入れておいたほうがいいのでしょうか。「も含め」というふうな形で、「百草、落川の編入の課題」なりを。

〇〇委員 これは、ちょっと私の認識不足なんですけれども、「一部の住民より市に対し百草の和田への編入を含め」と、これは百草の町名を残せということの意味なんですか。東寺方でも今、一部に百草の地域があるんですけども、それを和田に戻すのは困ると言っているのか、どちらをこれは言っているのですか。

事務局 いわゆる雨田川のところによって、変わる町名の方がありますよね。そこから、一部そういったご意見をいただいています。

〇〇委員 「サミット」の裏側のところですよね。

事務局 そうです。

〇〇委員 それの意味ね。それは出たのですか、そういう困るといのが。

事務局 電話等で受けているというふうには聞いています。

〇〇委員 我々の感覚ですと、この地域は老人会以外も全部、東寺方だし。だから、そこじゃないんじゃないのかな。

事務局 あそこです。東寺方三丁目の和田郵便局がありますよね。あそこの突き当たったところの……。

〇〇委員 それは別のところの百草のところですね。

事務局 飛び地のあるところですよ。

〇〇委員 あのことですか。

事務局 あそこの方から、一部そういうお話を伺っているということですけども、直接、要望書とか、そういうものは。

〇〇委員 和田に入れられると困るといような。

事務局 まあ、和田に……、そうですね。

〇〇委員 あそこは東寺方と思っちゃうと、半分は東寺方が入っていて、半分ぐらいが和田の百草自治会なんですよ。じゃ、そういうご要望があつて。はい、これはわかりました。

事務局 はい。

会長 あまり今回の説明会のところに、その辺のところに、あまり大きく地域の方に着目されちゃうと。

事務局 進めにくくなると。

会長 そこを除いている意味がなくなってしまうかもしれない。できれば、さらっといっちゃいたいところですよ。

事務局 そうですね。難しいんです。さらっといかないと、その一丁目から今回やるところがうまく進まないんじゃないか。要するに、やらないところで「なぜそうなっちゃうんだ」みたいなところで話しが先に進まないし、さらっとして「またそっちはやりますよ」みたいなところでいかないといけないのかなと思ったりするし、非常に考えあぐねているんです。百草、落川を入れたほうが、確かに「あの話どうなっちゃったのかな」と言う人もいるかなと思うので、ちょっと説明で入れるのもいいんですが、入れてしまうと何か、またそこがぎらぎらして再燃してくるとまとまらないのではないかとということもあって、非常に難しいかなと。今の状況からすると、一丁目から八丁目のところについてはスムーズにいかせたいと。それを見ながら、また残された住民のほうも、ある程度、真剣になって考えてもらいたいみたいなところもあるので、この段階で、あまり入れ込むのもどうかなというのもあって、ちょっと難しいんですね。

〇〇委員 その辺のところは行政の方のご判断に任せます。だから、私が言ったようなことも含めて、最終的な答申のときには何らか整理しなくちゃいけないと思いますけれども、とりあえず説明会をうまく進めるという1つの観点からすれば、スムーズにいくような案をつくるということでも構わないとは思っています。

会長 その辺は工夫していただくということで。

事務局 どういうふうに出るかというのは、なかなかちょっと。

会長 わからないですね。

〇〇委員 書いていなくても、百草と落川のご要請については、質問があれば口頭で答えるとか。

事務局 はい。

副会長 でも、あくまでも、今、この決められたところは優先の説明会ということになるので、それも含めてということなので、とりあえずこれをいくと。早急に後々のところもということで、説明会のときには、さらっといくしかないですよ。

会長 あと、この内容についてはいかがですか。特に何かこうしてほしいとかというご希望はありませんか。

 あと、住民の方に周知させる方法等もこれでよろしいですか。何かもっといい方法とかがあれば、また別ですけれども。

 はい、どうぞ。

〇〇委員 資料4の「広報活動について」のところで、公式ホームページで6月中旬とあるんですけれども、これはホームページの更新というか、そういったもので中旬という期日なのでしょうか。28日の開催で中旬だと、期間が1週間ぐらいかなというのもあるんですよ。

事務局 それはいつでもできますので、1カ月前だったら1カ月前ぐらいに。

〇〇委員 それは、じゃ、お任せします。もうちょっと早いほうがよろしいかなと思います。

事務局 わかりました。

会長 あと、どうでしょう。何かありますか。

〇〇委員 すみません、地域説明会には審議会の全員が出るんですか。

事務局 皆さんがじかに集まれた住民の意見を聞いていただく、また、その質問と答えについても聞いていただくというのが必要かなと思いますので、できますれば参加していただければと事務局では考えています。

〇〇委員 一応、この説明会の呼びかけは、和田、東寺方、両方とも呼びかけているんでしょう。説明会開催の呼びかけ。和田地域だけですか。東寺方の地域にも。どのくらいの範囲ですか。

事務局 これは、やっぱり東寺方の地域も呼ばないといけないです。総合体育館のところでは、基本的には東寺方も呼ばなければいけないと思います。

〇〇委員 そうですか。

事務局 ただ、呼んでおいてやらないというふうな、果たしてそれでいいのかなというのはあります。一抹の不安はあるんですけど。

〇〇委員

はい。

会長

あと、委員の皆さんに理解しておいていただくこととかはありますか。

事務局

理解していただくということなのですが、1つ、スケジュールの関係で、このまま順調に進んだらどういうふうになるのかというところですが、けれども、平成21年度につきましては、地域説明会を6月、7月にとり行って、それを踏まえて審議会として一部答申を行うということになります。9月、10月あたりには市長へ答申という形になりますけれども、議会のほうにも報告を12月にはしたいと思っています。

平成22年度ですけれども、それを踏まえて今度は市の内部での調整、連絡会を開く。内部だけではなくて、関係機関も含めてになります。それは分けてになるかと思えます。

それで何をやるかという、要するに町名が変わるところについて、その変更の手続がどういうものを変えていかなければならないか。例えば住民票だ、課税の台帳だとか、あと保険とか年金とか、そういったもの、それを変えるには事務経費がかかりますので、そういった事務的な予算計上の作業をしてもらおうと。それと変更の手続の具体的な作業手順も考えていただく。それは、結構時間がかかるかと思えます。平成22年は、そういった内部的な調整をして、10月あたりに予算編成がありますので、平成23年度に向けて各所管、関係課に予算計上のための資料をつくってもらおう。

具体的には平成23年度に着手することになりますけれども、もう一回、地域説明会を開いて、行政、先ほどもありましたけれども、要するに職務権限でできるものと、住んでいる方みずからが変更してもらおうものがありますので、そういった説明をさせていただく。当然それは1カ月、2カ月というスパンではできないので、半年くらいは見てもらって、町名の変更には議決が必要なので、9月の議会で議決をして、実際には10月か11月に地番の変更を行うと、そんな流れで3カ年ぐらいはかかるだろうなと思っています。これは順調にいったということなのですが、けれども、こんなことを委員さんにも知ってもらい、もしかしたら説明会のときでもそういった質問が、「スケジュールどうなんだ」という話

も出てくるのかと思いますけれども、そんなことを考えているところでございます。

以上です。

会長 何かその辺のことで、ご質問があれば。ないですか。

あと、この説明会までの手順というか、その辺は、もう少し整理していただくとどういふふうになりますか。私たちに対して資料関係を含めて。

事務局 説明会ですが、基本的に全員参加していただきたいというところでご案内を差し上げます。それにつきましては、当日の次第と最終的な資料などをつけてご案内させていただきたい。それで、当日は別席を設けさせていただくということになります。会長については、また別の席になりますけれども、質問に答えるという場面も出てくるかもしれませんので、会長、副会長までは別の席を考えています。

事務局長 前に座るということですね。

事務局 前の席になりますので、よろしく願いいたします。

会長 事前に、例えば、こういうものになると、書類はこういう書類を使いますというのは、委員の皆さんには配っていただけますか。

事務局 そうですね。まだ時間がありますので、こういう形で資料をつくりましたというものを見せて、また意見がございましたら、それを踏まえて最終的に臨むという形がよろしいかと思えます。

〇〇委員 その辺の調整は、正副会長と事務局のほうでやっていただければよろしいかと思えます。

事務局 はい。

会長 それでは、よろしいですか。皆さんのほうには、事前に一応、使用される資料を配布して、それから臨んでいただくという形にしたいと思います。では、よろしいですか。

では、本日はこの程度にとどめたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

「既存区域の町名地番整理について」は、継続審議とさせていただきます。

すると、次回はもうこの説明会になりますから、開催予定というのは特に要らないですね。じゃ、よろしいです。では、また細かいことがありましたら、詳細は事務局よりご連絡いただくことにしましょう。

以上で、平成21年度第1回多摩市町界町名地番整理審議会を終了いたします。どうも、皆さん、ご苦労さまでした。

—— 閉 会 ——